

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 水俣市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.1%
全職員	89.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	90.6%
本庁課長相当職	90.6%
本庁課長補佐相当職	83.9%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	95.6%
26～30年	92.6%
21～25年	91.8%
16～20年	97.6%
11～15年	84.4%
6～10年	87.8%
1～5年	88.4%

【説明欄】

職員の給料は条例に定める給料表に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じないが、生じている差異については次の要因が考えられる。

・扶養手当等について、男性に支給している割合が大きいことなどが主な要因と考えられる。

※ 2(2)36年以上の区分には、該当する職員がいないため「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。